

第 8 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 8 月 1 8 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 岡田 勇樹

以上 1 0 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀事務局次長

総 合 支 所 久居：若松主査 白山：東山担当主幹
美杉：磯田担当主幹

議 事 録 署 名 者 14 池山 允敏・16 中谷 秀也

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 5 号 非農地証明願について
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第8回第2農地部会を開会いたします。
本日の欠席はございません。出席委員数は10名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
14番 池山 允敏委員・16番 中谷 秀也委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から13で、件数は13件、合計面積は18,969㎡で、すべて田でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから7ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から9で、件数は9件、合計面積は36,149㎡で、その内訳は田が29,456㎡、畑が6,693㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

8ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
番号1 車庫及び倉庫、進入路、駐車場用地

以上、件数は1件、合計面積は673㎡で、すべて田でございます。

9ページをお願いいたします。
報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。
番号1 _____、主たる耕作物 茶、耕作面積 田0.16ha 畑4.05ha
合計4.21ha。

以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。
報告案件は以上です。
- 議 長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題

といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、10ページをお願いいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 牧町馬場山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 383㎡ 外1筆、合計面積 432㎡、受人 ____、面積1,247㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

番号2、地区 栗葉、申請地 森町黒田前____、登記地目・現況地目とも田、面積 606㎡ 外1筆、合計面積 890㎡、受人 ____、面積 3,551㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 栗葉、申請地 庄田町若林____、登記地目・現況地目とも畑、面積 234㎡ 外2筆、合計面積 727㎡、受人 ____、面積 1,985㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号4、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野堀込____、登記地目・現況地目とも畑、面積 120㎡ 外1筆、合計面積 307㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号5、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生上切____、登記地目・現況地目とも田、面積 975㎡、受人 ____、面積 4,573㎡、渡人 ____。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

11ページをお願いいたします。

番号6、地区 多気、申請地 美杉町下多気世古____、登記地目・現況地目とも畑、面積 3.30㎡、受人 ____、面積 4,607㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号7、地区 丹生俣、申請地 美杉町丹生俣木戸____、登記地目・現況地目とも畑、面積 247㎡ 外1筆、合計面積 974㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

以上、件数は7件、合計面積は4,308.30㎡で、その内訳は田が1,581㎡、畑が2,727,30㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域と

の調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番久居、お願いします。

田口委員 6番田口です。8日に現地を見て参りました。場所は_____の西100メートルほどのところ。事務局に説明通りでございます。よろしくお願いします。

議長 2番、3番栗葉、お願いします。

野田委員 7番野田です。8月8日に諸戸部会長、中野委員、地元推進委員4名、事務局と見て参りました。番号2は_____から東へ400メートルほどの農地でございます。事務局の説明通りでございますが、営農拡大のために譲り受けるもので全く問題はないものと思われまゝす。3番ですが、_____から300メートルぐらいのところ。事務局の説明通りで、譲り受人もこの農地の近くに住まいしておりますので何ら問題ないと思ひます。

議長 4番八ツ山、お願いします。

西森委員 14番西森です。8月8日に中谷、西森農業委員、推進委員、事務局とで見て参りました。場所は_____から南300メートルほどの集落の中です。受人は空き家バンクを利用して耕作を行うとしています。現状は畑ですが、このまま使われるということで、何ら問題ないと思ひます。よろしくお願いします。

議長 5番から7番、お願いします。

結城委員 18番結城です。8日に地元推進委員、事務局で現地を確認しました。渡人は遠方にて管理もできない。高齢になり美杉に行くのも大変になり売却したい。受人は農地を買って太郎生に來ているので購入したいということです。

6番は8日に地元推進委員、事務局と現地を確認いたしました。渡人は農業経営を縮小、受人は農業経営の拡大ということです。

7番は8日に地元推進委員、事務局とで現地確認をいたしました。渡人は相続したが遠方にて管理ができないため売却をしたい。受人は営農をしたいということです。よろしくお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 1 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	1 2 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。 番号 1、地区 栗葉、申請地 庄田町若林_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 2 3 5 m²、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。 昭和 5 8 年頃に庭園等を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 以上、件数は 1 件、合計面積は 2 3 5 m²で、すべて畑でございます。 この案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
野田委員	7 番野田です。8 月 8 日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員 4 名、久居事務局で見て参りました。事務局の説明通り、もうすでに庭として利用しております。始末書も出ており、やむを得ないかと思います。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 2 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したい
と思います。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(所有権移転)を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 13ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町東横山____、登記地目・現況地目
とも畑、面積 773㎡ 外2筆、合計面積 2,957㎡、受人 ____、渡
人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第1種農地であり、原則転用を許可しない農地と位置付けられま
すが、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2
分の1を超えないため、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居明神町コボレ山____、登記地目・現況地
目とも畑、面積 148㎡ 外1筆、合計面積 544㎡、受人 ____、渡人
____ 外1名。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 久居元町西浦____、登記地目・現況地目とも
田、面積 1,117㎡ 外1筆、合計面積 2,416㎡、受人 ____、渡
人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、471.5㎡、パネル設備からの影を回避するため、パネル
設置率は、19.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、申請地 久居小戸木町池端____、登記地目・現況地目
とも畑、面積 59㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、31.3㎡、パネル設置率は、53%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、申請地 戸木町狐塚____、登記地目・現況地目とも田、
面積 360㎡ 外6筆、合計面積 7,871㎡、受人 ____、渡人 ____
____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、2,948.1㎡、メンテナンススペースを確保するため、パネル設置率は、37.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

14ページをお願いいたします。

番号6、地区 久居、申請地 新家町岸角____、登記地目・現況地目とも田、面積 890㎡ 外1筆、合計面積 1,000㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、422.3㎡、パネル設置率は、42.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬大世古____、登記地目・現況地目とも畑、面積 763㎡ 外1筆、合計面積 879㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、427.1㎡、パネル設置率は、48.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川合、申請地 一志町片野北浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 126㎡ 外4筆、合計面積 796㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

15ページをお願いいたします。

番号9、地区 川合、申請地 一志町八太正ヶ瀬____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 58㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 高岡、申請地 一志町高野下川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 195㎡ 外2筆、合計面積 558㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、277.9㎡、パネル設置率は、49.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 川口、申請地 白山町川口関ノ宮____、登記地目・現況地目とも田、面積 807㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、418.5㎡、パネル設置率は、51.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 川口、申請地 白山町川口大角前____、登記地目・現況地

目とも畑、面積 641㎡ 外1筆、合計面積 849㎡、受人 _____、渡人 _____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、371.9㎡、パネル設置率は、43.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 川口、申請地 白山町川口関ノ宮____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、428.8㎡、パネル設置率は、42.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 大三、申請地 白山町二本木沖広____、登記地目・現況地目とも田、面積 938㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、371.9㎡、不整形地のため、パネル設置率は、39.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。

番号15、地区 大三、申請地 白山町二本木石名谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 638㎡ 外12筆、合計面積 7,878.30㎡、受人 _____、渡人 _____ 外7名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、3,413.3㎡、パネル設置率は、43.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いいたします。

番号16、地区 倭、申請地 白山町南出広垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 36㎡ 外3筆、合計面積 871㎡、受人 _____ 外1名、渡人 _____。

これにつきましては、申請地をドッグラン施設用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 倭、申請地 白山町佐田杉谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 652㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、290㎡、パネル設置率は、44.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 倭、申請地 白山町佐田坊ノ裏____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,087㎡ 外1筆、合計面積 1,191㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地及び通路等の管理用地とするものです。

パネル設置面積は、536.6㎡、パネル設置率は、45%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 八知、申請地 美杉町八知上廣口____、登記地目・現況地
目とも畑、面積 1,295㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、557.9㎡、パネル設置率は、43%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は19件、合計面積は32,630.30㎡、このうち田が25,471.30㎡で、畑が6,763㎡で、その他が396㎡ございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番から6番、お願いします。

田口委員 6番田口です。8日に現地を見てまいりました。農業委員の諸戸さん、中野さん、
野田さん、推進委員の4名、事務局で見てまいりました。1番から4番は事務局の
説明通りでございます。1番は材料置き場で、問題ないと思います。
2番についても見てまいりましたが問題ないと思います。向かいの店の駐車場と
いうことですが、横断が危ないかなあと思いましたが、まあまあそう問題にはなら
んかなあと思います。
3番も諸戸さん、中野さん、野田さん、推進委員の4名、事務局で見てまいりま
した。3番も、4番も一緒にございます。
5番、6番についても8月8日に、諸戸さん、中野さん、野田さん、推進委員の
3名、事務局で見てまいりました。問題ないと思います。

議 長 7番、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。8日に池山委員と地元推進委員、事務局と確認をしてまいりま
した。事務局の説明通り問題ないと思います。

議 長 8番、9番、お願いします。

池山委員 14番池山です。8番の片野北浦は____の近くの高台でして、8月8日に地
元委員と、宮本委員、事務局で現地確認をしてまいりました。周りがずっと畑が宅
地化されてきた場所ですが、ここに建売住宅を完成して販売する不動産会社の計画
です。やむを得ないかなあということで確認をいたしました。
9番は____の東200メートルくらいの住宅に挟まれた畑でございまして、
近隣の方が公共交通機関を利用するために車を置きたいということで、問題なかり
うと思います。

10番は従来から太陽光が進行している高台でして、現状が畑から荒れ地に変わってきておりまして、周辺は太陽光発電施設で埋まってきております。周辺に住宅が少ないので、まず問題なかろうということで、現場確認をいたしました。

議長 11番から13番、お願いします。

中谷委員 16番中谷です。8日に西森、中谷、岡田農業委員と推進委員、事務局とで見えてまいりました。11、12、13と同じメンバーで確認してまいりました。

11番は_____の北側250メートル、一帯が田で、もったいないようなところですが、渡人が高齢ということで処分という形にされたと思います。

12番は_____の南西200メートルほどのところ。この辺り、畑ですが雑草が生えて荒れた土地です。所々、畑を作って見えるところがありますが、この辺りもほとんど太陽光になるのではないかと思います。

13番は_____の北側で、100メートルほどで11番の直ぐ南側になります。ここも両親が亡くなられて困って、処分に困り太陽光に売るということで、問題ないかと思います。

14、15番ですが、8日の日に西森、中谷、岡田農業委員と推進委員、事務局とで見えてまいりました。場所は_____の南東750メートルほどのところで、近くに畑を作って見えましたが、ほとんどが荒れ地になったところでした、何ら問題はないかと思います。自治会長への説明も済んでおり問題ないかと思います。

15番ですが、これは前月7月7日に喜多会長、諸戸部会長、岡田委員、地元推進委員、事務局とで確認したところです。一旦取り下げになった件です。_____へ向かって入って右手になります。7,000㎡を超える割に広い土地で、まわりの山林と合わせて広い土地で14,000㎡もありますので、心配事もいくつかあります。

16番、これも8日に西森、中谷、岡田農業委員と推進委員3名、事務局とで見えてまいりました。16、17、18と同じメンバーで確認しました。16番の場所は_____の東側。以前、別荘地として建物を建てていたところです。その南側の田畑を購入。まわりに耕作地もなく、民家も少ないので何ら問題ないかと思います。

17番ですが、_____から300メートルほど入ったところの_____の北側になります。ここも自治会長等への説明で、何ら問題ないかと思います。

18番ですけど、_____の西側700メートルほどのところ。両隣には既に太陽光パネルが設置されている場所で、何ら問題ないかと思います。

議長 19番、お願いします。

結城委員 18番結城です。8日に地元推進委員、事務局とで現地を見て参りました。受人は土地を購入して太陽光発電所を建設したいということです。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

結城委員 15番の大三やけど、あんまり広すぎて、近隣は承諾得とるの。

中谷委員 得とるらしい。

事務局	前回取り下げさせてもらった理由の一つは、10,000㎡を越える場合は水理計算書を付けていただくのですが、水理計算書の中身の説明をしていただけなかった。真ん中にU字溝があって、それを修理して使うことで、その排水で持つのかという計算をしっかりと出していただいたので、今回、申請を上げていただきました。そのU字溝から下の川に落ちる計画です。他には問題はありませんでした。
議長	他に意見はございませんか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。
議長	続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	18ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 久居、申請地 久居小戸木町池端_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 585㎡、借受人 _____、貸渡人 _____。 これにつきましては、申請地を搬入路及び資材置場（一時転用）とするものです。一時転用期間は3か月となります。 農地区分は、第1種農地と判断されます。 以上、件数は1件、合計面積は585㎡で、すべて畑でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
田口委員	6番田口です。8日の日に現地を見て参りました。推進委員4名と、諸戸さん、中野さん、野田さんと事務局で見て参りました。概要は事務局の説明通りです。よろしくお願いします。
議長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局 事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。
議案第5号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 栗葉、願出者 _____、対象地 庄田町若林_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 30㎡。

これにつきましては、家屋登記全部事項証明書により、対象地に戦前に居宅を建て、昭和58年頃に増築し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は30㎡で、すべて田でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

野田委員 7番野田です。8月8日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員4名と事務局で見て参りました。議案第2号で申請のありました庭用地に隣接する宅地でございます。事務局の説明の通りですが、宅地の中に小さい農地、5、6坪の農地があるとのことで、やむを得ないと思います。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 5 号については証明することに決定したいと思います。
議 長	次に別冊でお配りしました議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について＜別冊＞を議題といたします。
議 長	事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 それでは、資料の 1 ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で、19,049㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,979㎡、契約件数は17件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で26,794㎡、畑の使用貸借で447㎡、契約件数は20件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借で5,021㎡、契約件数は1件でございます。 美杉地区につきましては、田の使用貸借で2,247㎡、契約件数は1件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて53,111㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて5,426㎡、合計契約件数は39件、合計面積は58,537㎡となっております。 次に認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は久居地区5件、一志地区11件、白山地区1件、美杉地区1件で、合計18件、合計面積は27,079㎡でございます。 また、認定農業者への集積率は、件数で46.1%、面積で46.2%となっております。 続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。今回は1件ございました。 今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各要件を満たしていると考えます。 最後に、2 ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限に該当します案件がございますのでご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号 10-1 についてです。

_____ 委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この件についてどうですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 入室願います。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第 8 回第 2 農地部会を閉会します。

午後 2 時 52 分

上記は、第8回第2農地部会の議事を録したものである。

令和5年8月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____